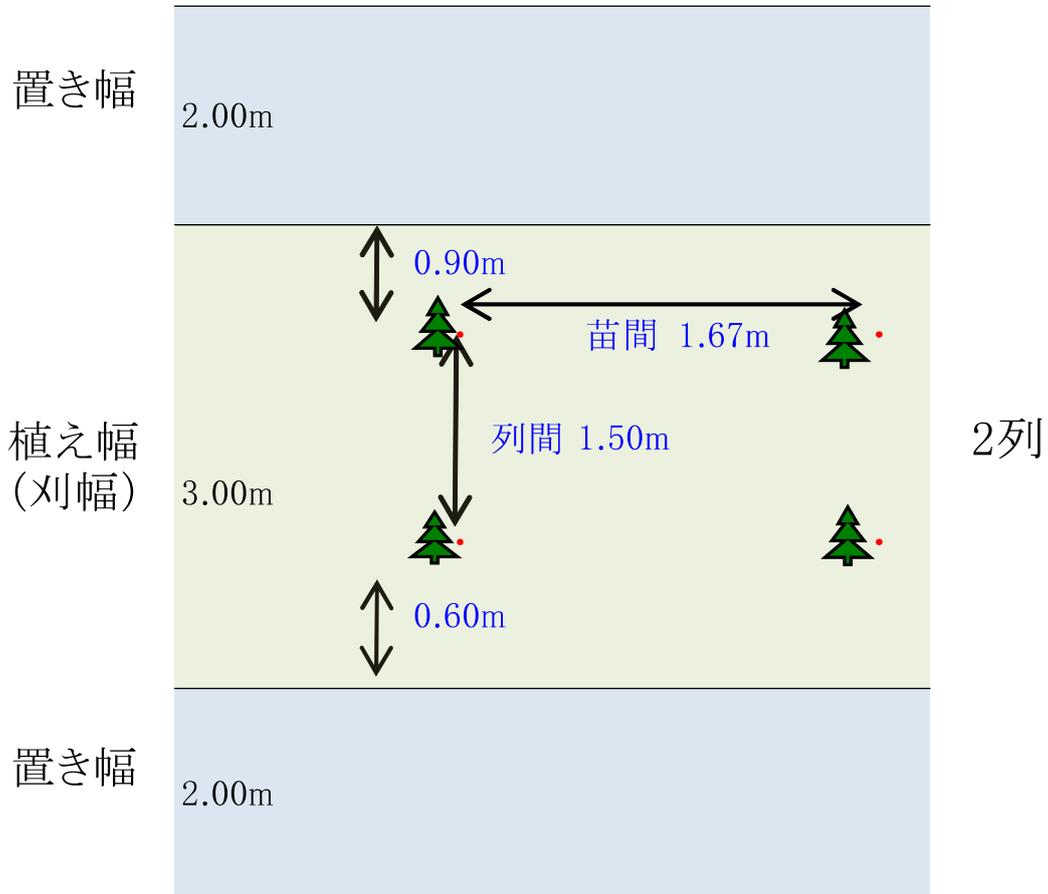
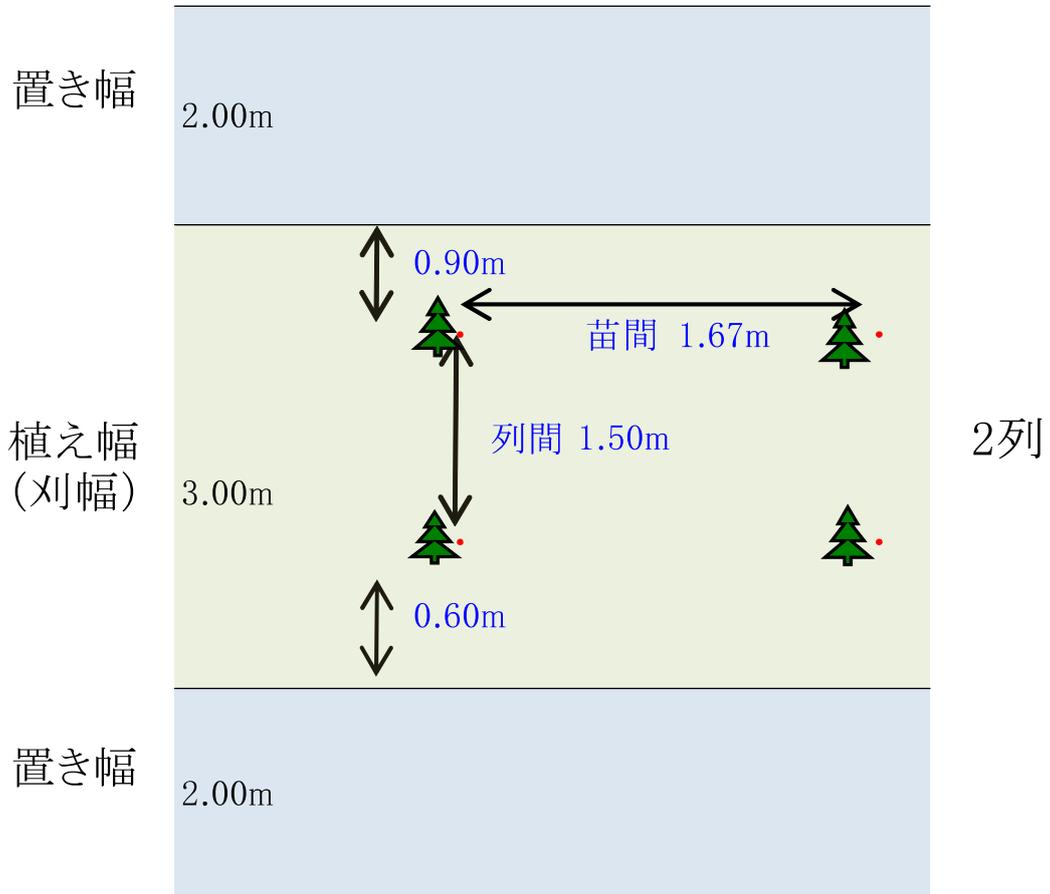


植付標準間隔図



小木曾1159い、 植付本数 2400本/ha

植付標準間隔図



小木曾1161いゝ 植付本数 2400本/ha

Ⅱ 筋刈筋置地拵

1 下層植生及び末木枝条の処理

- (1) 作業区域内の全面を対象に雑草・笹・かん木類の刈払い及び末木枝条等の整理、集積を行う。なお、岩石地等植栽ができない箇所がある場合には、監督職員の承認を得てその場所に集積しても差し支えない。また、伐倒木等で筋置内に移動集積することが困難なものについては、その場所に設置安定させる。
- (2) 植幅は、特記仕様書のとおりとする。
- (3) 置幅は、特記仕様書のとおりとする。
- (4) 植筋、置筋の方向は、原則として等高線状（横筋）とする。
- (5) 刈高は、踝（くるぶし）程度までとする。

2 地上立木及び稚幼樹の処理

高木性有用樹の稚幼樹及び残存立木は可能な限り保残する。

Ⅲ－２ 植付（コンテナ苗）

1 苗木の調達

- (1) 苗木の調達は甲の指示により乙が調達し、乙においては苗木調達後速やかに植付が完了するよう植栽計画を立て、監督職員に提示し、苗木搬送、引渡月日、箇所ごと等、細部の打合せを行う。
- (2) 林業種苗法に基づく樹種については同法の規定による。
- (3) 乙は苗木調達後、別に定める苗木確認書（写）もしくは、苗木調達時に受け取る苗木発送伝票（写）を監督職員あて提出し、苗木と共に確認を受けること。
- (4) 規格・品質等について監督職員から指示のあった場合は速やかにこれに従うこと。

2 苗木の規格・品質

- (1) コンテナ苗は、マルチキャビティコンテナ等の容器において育苗した根鉢付き苗であること。
- (2) 所定の規格を持つものであること。
- (3) 地上部と地下部のバランスが良いものであること。
- (4) 芯があって成長が見込まれるものであること。
- (5) 根鉢全体に根が回り、かつ、容易に根鉢が崩れないものであること。
- (6) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象害にかかっていないものであること。
- (7) 外傷や欠損のないものであること。

3 樹種及びh a 当たり植付予定本数

特記仕様書のとおりとする。

4 苗木の取扱い

- (1) 乙は苗木の輸送、保管に当たっては凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、あるいは活着率が低下させないようにすること。
- (2) 現地に納入した苗木は、植付場所に近い直射日光に当たらない日陰（必要に応じて、こも、シート等で直射日光を遮断）等で保管し、速やかに植付すること。なお、乾燥する恐れのある場合は、適宜灌水するなど乾燥防止の措置を講ずること。

X I 歩道整備（新設）

1 新設位置

（1）現地表示による場合

歩道の新設は、標杭等をもって指示した地点を通過するよう行う。

（2）基本図（1/5000）に示された歩道の予定線形による場合

歩道の新設は、基本図に示された予定線形になるよう行う。

2 作業方法

（1）土道の幅員は、特記仕様書のとおりとする。

（2）幅員内にある地被物は、幅員外に除去する。ただし、大径木はこれを避けて作設する。

（3）路面は平坦になるよう整地し、滞水、流水のおそれがある箇所については、開渠を設ける。なお、盛土をする場合は必要な余盛をする。

（4）崩落の恐れがある箇所は、必要に応じ丸太等により土留めを行う。

（5）丸太橋の作設箇所及び構造は、監督職員と協議すること。

（6）急傾斜地は、歩行勾配の緩和を図るため九十九折となるように作設する。

（7）勾配が急で歩行が困難な箇所は、階段状に仕上げる。

XVII 忌避剤散布（水和剤）

1 散布区域

散布箇所はビニールテープ等によって標示した区域内とする。

2 使用薬剤及び散布量

- (1) 使用薬剤は、特記仕様書のとおりとする。
- (2) 箇所別の散布量は別紙事業内訳書のとおりとする。

3 作業方法

散布方法は噴霧器で樹冠(幹)部全体へ均一に付着するよう散布する。

4 実行上の留意事項

- (1) 風力が0から3の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。(風力4とは、砂ぼこりが立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。)
- (2) 降雨が予想される時は、散布を中止する。
- (3) 強風・降雨時における散布は禁止する。
- (4) 崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。
特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、魚毒性が高いことから散布液が河川に流入するおそれのあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。
- (5) 局所的に大量散布はしないこと。

5 安全衛生管理

- (1) 散布に当たっては、保護具等（手袋・マスク等）を確実に着用する。
- (2) 薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにする。
特に、眼に対する刺激性が強いため、作業中素手で眼を触るなどしないよう留意する。
- (3) 作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。
- (4) 作業終了後、露出部の水洗いを必ず行う。

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
新植地拵	令和8年6月30日	部分完了届
新植植付	令和8年6月30日	部分完了届
忌避剤塗布(春)	令和8年6月30日	部分完了届
歩道整備(新設)	令和8年6月30日	部分完了届
忌避剤塗布(秋)	令和8年11月30日	完了届

注1: 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2: 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。